



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.129
12月号

【青年部活動】環境学習出前授業に参加しました

当協会では、栃木県や関係団体と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設の重要性や安全性について正確な情報を発信するなど、処理施設に対する県民理解促進のための様々な事業を行っております。今年度も事業の一環として、11月17日(木)那須塩原市立高林小学校において環境学習出前授業が開催され、青年部の五月女顧問などが参加しました。

環境学習出前授業は、県内の小学校等に出向き、ごみが資源として再び生まれ変わる様子や廃棄物処理施設の役割などの説明を通じて、環境に優しい循環型社会づくりについて学ぶ授業を行っております。青年部員は、子どもたちにパッカー車(ごみ収集車)の仕組みやごみ収集の仕事などについて、実物を見ながら説明しました。また、参加した児童はパッカー車を操作し、ごみが圧縮され押し込まれる様子を直に体験しました。今後も県等と協力しながら積極的に活動していきたいと考えております。

【参加者のアンケート結果(抜粋)】

○那須塩原市立高林小学校(R4.11.17実施)

- ・ペットボトルなどが服にリサイクルされることなどを初めて知った。
- ・ごみの処理には様々な方法があることが分かった。

○昨年度のパッカー車実施学校の感想

- ・ゴミ収集車は2,200kgもゴミを入れられるなんてすごいなと思った。
- ・パッカー車のボタンを押してへらのようなものが回転して、ごみを押し込むのがすごかった。



【説明風景】



【説明風景】

— 青年部に入会しませんか —

青年部は、(公社)栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和4年11月30日現在、27名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても発展の一助になると考えております。是非、御入会頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

実務者研修会及びトップセミナーを開催

11月2日(水)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて、産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、栃木県内の産業廃棄物を取り扱う方を対象に開催され、59名(会員35名、非会員19名、行政5名)が参加しました。

今年度も講師に長岡先生をお招きして、今年度は2部構成で行い、「令和3年発出のタスクフォース通知を読み解く」及び「違反事例から学ぶ廃棄物処理法2022版」をテーマに直近の廃棄物処理法の関連事項や実際に起きた事例、行政処分等について分かりやすく噛み砕いて解説いただき、多くの方が熱心に受講されていました。

【アンケート結果(抜粋)】

- ・実際に起きた事例をもとにした内容は、法令の理解に役立った。
- ・改めて法の理解ができてありがたかった。再認識できた。
- ・具体的な違反事例をとり入れ、わかりやすく説明されていて、とてもためになりました。
- ・長岡先生の説明は、わかりやすく面白かったです。
- ・勉強になりました。ユーモアを交えて話してくださり、後半はよい緊張感をもって学べました。貴重な機会をありがとうございました。



【講義する長岡先生】



【会場風景】

産業廃棄物処理業者における産業廃棄物適正処理講習会 ～産廃処理業者とSDGs/ESG経営～

ここ数年、国連が定めたSDGs(持続可能な開発目標)を経営に活かしたり、企業の長期的成長に重要な環境・社会・ガバナンス(ESG)を念頭に置いたESG経営を積極的に取り入れる排出事業者が増えています。

持続可能な社会の構築に欠かせない産業廃棄物処理業者が、排出事業者から信頼を得て選ばれるためには、SDGsやESGに対する理解と実践が重要です。

そこで、県内の産業廃棄物処理業者を対象に、標記研修会を開催いたします。参加を希望される方は、栃木県環境保全公社までお問い合わせください。TEL028-622-7654

1. 開催日時及び会場等

- (1) 日 時 令和5(2023)年1月31日(火) 14:00～16:00
- (2) 場 所 宇都宮市文化会館(小ホール) 宇都宮市明保野町7-66 TEL028-636-2121
- (3) 定 員 500名
- (4) 受講料 無料

2. 講習内容

- (1) 「産廃処理業者とSDGs/ESG経営」
講師：日経ESG経営フォーラム 事務局長 斎藤 正一 氏

3. 主催者

栃木県、宇都宮市、(公財)栃木県環境保全公社

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、協会の **足利市清掃事業株式会社** に訪問しました。

1 会社概要

会社名：足利市清掃事業株式会社 代表取締役 今泉 和也
住 所：栃木県足利市久保田町 911 番地 TEL 0284-71-0782 FAX 0284-71-2564
設 立：昭和 47 年 6 月 従業員 90 人

2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

- 産業廃棄物処分業 中間処理（破碎・焼却）栃木県許可番号 00920001261
- 産業廃棄物収集運搬業
栃木県許可番号 00910001261（積替え保管含む）、群馬県許可番号 01000001261
埼玉県許可番号 01104001261、茨城県許可番号 00801001261、千葉県許可番号 01200001261
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業
栃木県許可番号 00950001261、群馬県許可番号 01050001261

【一般廃棄物処理業】

- 一般廃棄物収集運搬業
栃木県足利市許可番号 足利市指令ク第 65 号
佐野市許可番号 佐野市指令環政第 47 号
群馬県太田市許可番号 39
桐生市許可番号 桐生市第 101 号
館林市許可番号 館林市許可第 785 号
邑楽郡大泉町許可番号 第 3-15 号
邑楽郡邑楽町許可番号 邑楽町許可第 14 号

3 施設概要

弊社は、1972年に足利市より、ごみ収集業務を民間で受託する為に設立されました。以来、事業系一般廃棄物の収集も併せて地域に密着したサービスを展開して参りました。「ごみのことなら何でも」をモットーに産業廃棄物の収集運搬（積替えを含む）及び処分（廃プラ、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）の許可も取得し、家電品取扱店、古物商の登録を行うなどして、幅広く廃棄物の取り扱いをしています。

4 会社から一言

弊社は「地域における廃棄物の適正処理、生活環境の保全に貢献して、事業を継続的に発展させます。」という経営理念の基、一般家庭から企業様まで、多種多様なご要望にお応えし地域の皆様に愛される企業として活動を続けております。今年8月22日にSDGs宣言をしました。持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は、初心に帰り「基礎知識」でしたね。
では、さっそく宿題の確認からしてみましょう。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物でないものはどれか。なお、すべて不要な物である。

- (1) 旅館業の汚水処理施設から排出される汚泥
- (2) 建築物の解体作業から排出されるコンクリート片
- (3) レストランから出る厨芥類（ちゅうかいりい）
- (4) 畜産農業から排出される家畜のふん尿
- (5) 市役所、町村役場から排出される廃プラスチック

【解説】

産業廃棄物にはその排出事業所の業種が限定されるものがある。この業種を法定用語ではないが「指定業種」と呼称している。事業活動を伴って排出される廃棄物であっても、この指定業種が限定されている種類の廃棄物は産業廃棄物ではなく、一般廃棄物となり、（これも法定用語ではないが）事業系一般廃棄物と呼称している。

正解（3）

産業廃棄物は、法第2条第4項で定義されていますが、このうち木くずなどは政令第2条各号で排出の形態が限定されています。

木くずは、建設業に係る工作物の新築、改築又は除去に伴って排出されたものや、木材又は木製品の製造業などから排出されたものが産業廃棄物に該当し、紙くずは建設業やパルプ、紙製造業などから排出されるものが産業廃棄物に該当します。

また動物の死体は畜産農業から排出されたもののみが産業廃棄物に該当し、それ以外のものは一般廃棄物となります。

一方、政令第2条第9号の工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるコンクリートの破片その他これに類する不要物（いわゆるがれき類）は業種指定がないので、工作物の新築、改築又は除去が事業活動の一環であれば産業廃棄物に該当します。

廃プラスチック類についても業種指定がないので、どのような業種から排出されても産業廃棄物になります。

「(3) レストランから出る厨芥類」ですが、これは性状からみれば「動植物性残渣」に相当しますが、動植物性残渣が産業廃棄物になる業種は食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業に限定されており、レストランから排出された場合は一般廃棄物となります。

では、「品目」「種別」の問題ですが、ちょっとひねった問題など。

～廃棄物処理問題～

Q、次のうち、産業廃棄物はどれか。

- (1) 綿織物工場から排出される不要となった綿布切れ
- (2) 繊維製品製造工場から排出される不要となった麻の布切れ
- (3) 家屋において畳の入れ替え時に発生した廃天然畳
- (4) 廃梱包用資材（パレットに固定するための麻製のロープ）
- (5) 廃オフィスペーパー

【解説】

- (1) 繊維くずの指定業種であることから、産業廃棄物である。
- (2) 繊維製品製造業は、繊維くずが産業廃棄物となる業種（指定業種）から除外されている。そのため、衣服を製造、縫製しているところから出る繊維くずは一般廃棄物である。
- (3) 天然畳の畳表は編まれていることから繊維くずになるが、繊維くずが産業廃棄物になるのは建設業の新築、改築、解体工事から排出される時等に限定されている。「畳の入れ替え」はこれにあたらないので、一般廃棄物となる。
- (4) 木製パレットそのものは産業廃棄物になるが、「固定するための麻製のロープ」はこれにあたらないことから一般廃棄物である。
- (5) 紙くずの指定業種は紙製造業等に限定されていることからオフィスから排出される紙くずは一般廃棄物である。

なお、業種分類については日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）にて確認のこと。

【政令第 2 条第 1 項第 3 号】（参考）

繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの及びポリ塩化ビフェニル（PCB）が染み込んだものに限る）

正解（1）

（1）と（2）は次のような整理です。「布（天然繊維）」そのものを製造している業種は「繊維工業」になりますが、布を素材として仕入れてきて、その布から衣服を製造する、いわゆる「アパレル産業」は「繊維製品製造業」となり、ここから排出される繊維くずは一般廃棄物となります。

なお、これは皆さん重々承知のことと思いますが、一般的に「繊維」と言っても、レーヨンやナイロンのような化学繊維は「廃プラスチック類」に分類され「繊維くず」にはなりません。よって、（3）の「畳表」もいわゆる「スタイロ畳」は産業廃棄物になります。

今回の宿題は「品目」以外の視点からの一般廃棄物、産業廃棄物の区分の問題にしてみましょう。



宿題Q

次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 建築業者が一般住宅の新築工事の際に排出する柱の木片の木くずは産業廃棄物である
- (2) 建築業者が一般住宅の新築工事の際に排出する塩ビ管のくずは産業廃棄物である
- (3) 日曜大工で個人が排出するコンクリート破片は産業廃棄物である
- (4) 日曜大工で個人が排出する壁紙の紙くずは一般廃棄物である
- (5) 日曜大工で個人が排出する端材の木くずは一般廃棄物である

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
—— コラム ——

○JWセンター機関紙・産廃鼎談第3回

慶応大学名誉教授・東海大学副学長教授の細田衛士先生をお招きし、上智大学北村教授と私が参加して色々なお話を伺いました。

細田先生は環境経済学の第一人者であり、容器包装リサイクル法など数々のリサイクル法制定やその改正に関与されてきました。資源循環制度を巡るEUと日本の制度の違い、今後の資源循環のあり方などについて、日本の市民社会の特質や廃棄物処理法の本質に触れたお話でした。循環型社会制度構築は一段落しましたが、さらに進化した製造業及び廃棄物処理法への転換が模索される時期に来ていると思います。

https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2022/10/kikansi_202210_p18_24.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年11月21日掲載)

○サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリントの算定・検証等に関する検討会

温室効果ガスを削減するためには、製品のライフサイクル全体での排出量を削減する必要があります。

欧州及び米国では、製品単位の排出量(CFP・カーボンフットプリント)を明確にすることを求める動きが高まっています。しかしその算定方法は不明確な部分が多く、企業としての取組みを阻害するとともに、競争力の低下が懸念されています。そこで、経済産業省は、2023年3月を目途とし、CFPレポート及びCFPガイドラインを作成し、日本企業の取組みを促進する検討会を開催しています。製品設計の根幹が変わろうとしています。

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_footprint/pdf/001_04_00.pdf

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_footprint/pdf/001_05_00.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年11月14日掲載)

○実質的支配者リスト制度

法務省は、2022年1月から会社の議決権をもとに実質的な支配権を有する個人の情報を保管・証明する制度を開始しました。

これはマネーロンダリング等を防止する観点から制度化されたものです。実質的支配者とは、(1)会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。)、(2)(1)に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。)のどちらかに該当するものとされています。会社が自主的に申告することにより利用する制度であり、申告は義務付けられていません。しかし、今後金融機関がこの証明書の提出を求めるようになると、普及する可能性があります。廃棄物処理法では5%以上の議決権を有する株主は、黒幕に該当する可能性があるとしていますが、一般論として5%の議決権で会社の支配権を有すると判断するのは難しいでしょう。今後、この制度は、法務省の商業登記部門が扱うため、廃棄物処理法の欠格要件該当性でも利用される可能性はあると思います。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年11月7日掲載)

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



収集運搬車両の危険予知トレーニング

安全衛生の教育手法は、いろいろな方式があります。

①講義方式（理論的な内容、交通標識の確認など）②視聴覚教育方式（映像が効果的な場合など）

③討議方式（危険予知トレーニング、作業手順書の作成、コミュニケーション能力など）

収集運搬車両の運転者に対する社内教育の参考資料(上記③危険予知トレーニング)を紹介します。

イラストを使用する場合は、(独)自動車事故対策機構のHPから、無料の「危険予知トレーニング集」をダウンロードすることができます。トラック・バス・タクシー編に分かれています。

動画の場合はパソコンの準備が必要になりますが、本田技研工業(株)安全運転普及本部(TEL:03-5412-1736)から、「危険予測トレーニング(KYT)」DVD(3,960円/本)が販売されています。

下記は一例です。DVDには問題と解答の両方の動画があります。

問題：【雪が降った翌日の市街地を走行しています。これから先、どのようなことに一番気をつけて運転しますか?】『ここが危険だ!』と指摘してから解答例を見てください(解答例:下欄に記載)。

図表1 危険予知(雪が降った翌日の市街地走行)



雪が降っても太陽の日差しが当たっている場所は雪解けが進みます。しかし、市街地のビルなどで日陰となっていて凍っている場合があります。同じ速度で走行していると、スリップするおそれがあります。

【危険予知(雪が翌日の市街地走行) 解答例】

CSP労働安全コンサルタント(Certified Safety Professional Consultant)とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

こんな時、どうするの？ 浄化槽排水の地下浸透槽を清掃した時に出る汚泥



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。
少しやり取りをしたのでそのまま記載します。

(質問 1)

浄化槽で処理した排水を放流先がないので地下浸透している場合があります。長く利用していると浸透しなくなり、この浸透槽を数年に一度清掃します。このときに発生する汚水（これ以降汚泥）はどのように処理したら良いですか。

(回答 1)

この汚泥は、発生状況から、一般廃棄物に該当すると思われます。市町に事情を説明し、浄化槽汚泥と一緒に処理してもらおうと良いと思います。

(質問 2)

市町に相談していますが、土砂が混じっているので処理できないと言われてしまいました。

(回答 2)

確かに、土砂が含まれているのであれば、し尿処理施設では土砂の混入は想定していませんので機械の損傷も懸念され、断るのも仕方ないと思います。産業廃棄物の処理施設の中には一般廃棄物の処理施設の許可も取得している焼却施設が何社かあり、土砂の混入状況にもよりますが、この施設で処理することが可能だと思います。しかし、この場合は市町村間の届出が必要になり、排出する市町から、受け入れる市町に対し届出（実際は許可）が必要になります。

(質問 3)

特に一般家庭の場合はこの汚泥に有害なものはなく匂いもそれほどではないので、清掃した浸透槽の周りに散布しても良いか。

(回答 3)

当協会は良し悪しを判断する立場ではありませんが、単に周りに散布することは、不法投棄とみなされると思います。廃棄物処理法第 16 条に、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと定められており、たとえ所有地であっても、廃棄物をみだりに捨ててはならないことになっています。

(質問 4)

浸透槽を清掃したときに出る汚泥には肥料の成分（特に窒素、リン）もあり、肥料として利用するというにはならないか。

(回答 4)

肥料として利用するというにすることは、きちんと汚泥をたい肥化し、肥料を製造して利用しないと認められないと思います。汚泥をそのままの状態でも肥料として利用することは認められないと思います。不法投棄に該当するか否かについては、過去の事例をもとに話しましたが、所管の行政庁に相談すると良いと思います。今回の場合は一般廃棄物に係る案件ですので浄化槽設置の市町に相談してください。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、11月30日現在、正会員193社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

社長さん！ PCB (ポリ塩化ビフェニル) 処分して！



栃木県 PCB

検索

PCBは、電気機器用の絶縁油などとして様々な用途で使われてきましたが、有害であることが判明し、現在は製造や新たな使用が禁止されているとともに、PCBを保有している事業者の皆様は、法で定められた期限までに処理することが義務づけられています。



変圧器(トランス)



コンデンサー



蛍光灯安定器

高濃度PCB廃棄物の処理期限は

変圧器・コンデンサー：

処分期限 到来／2022(令和4)年3月末

安定器・その他

：2023(令和5)年3月末

※低濃度PCB廃棄物の処理期限は、2027(令和9)年3月末です。

- 処理期限が迫ってます！
- 期限を過ぎると処分できません！
- 処分しないと罰則の対象となります！

すぐに点検・適正処理

詳しくは中面をご覧ください

～PCB適正処理の手順について～

手順 1

所在
確認

手順 2

判別

手順 3

届出
保管

手順 4

処分

手順 1：所在の確認

◆感電に注意！◆

- ・通電中の電気機器に近づくと危険
- ・確認を行う場合は、電気主任技術者等にご相談ください



- キュービクル内に、使用中の古い変圧器やコンデンサーはありませんか？
- 古い照明器具用の安定器はありませんか？

■安定器が使用されている照明器具■



〈見逃しやすい場所で、PCB 使用安定器が発見された事例もあります〉

- ・事務室の天井裏や工場の壁際など。照明設備を更新した建物に残置されていた例も。
- ・LED ランプに交換していても、器具内に古い安定器が残されている場合があります。
- ・エレベーターや屋外・外壁の照明にも、使用されている可能性があります。

- 倉庫内に、長期保管された古い電気機器はありませんか？

至急、ご確認をお願いします！



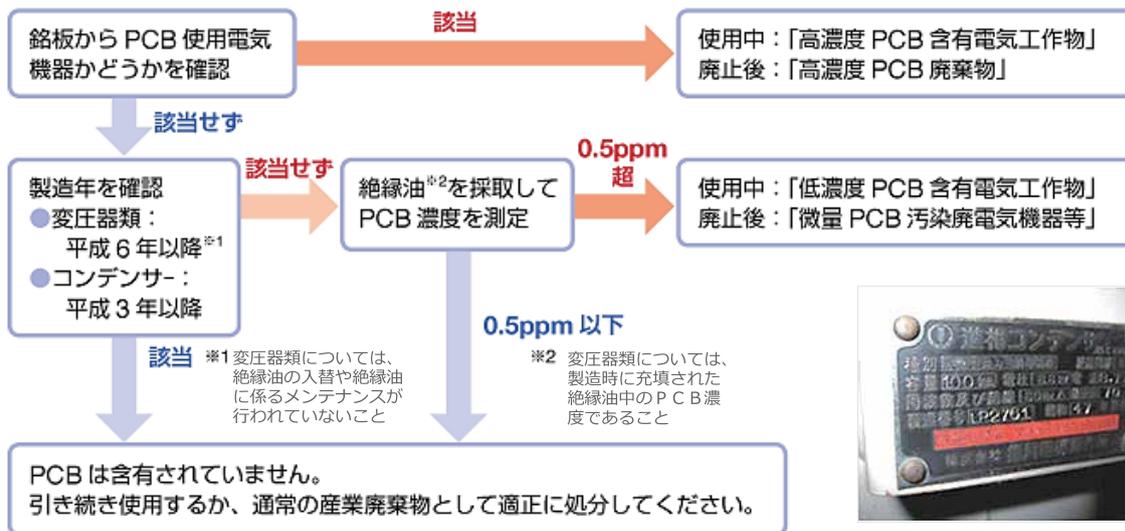
手順 2 : 判 別

「PCBが入っているかも?」と思ったら、まずは機器に取り付けられた〈銘板〉などを確認し、**「製造年時」と「型番」**でPCBが含まれているか判別してみましょう。

～電気機器の種別・PCB濃度によって、処理期限・処理先が異なります～

(1) 変圧器・コンデンサー (自家用電気工作物)

- 昭和 28(1953)年から昭和 47(1972)年に国内で製造されたものは、**高濃度 P C B**使用の可能性があります。「**P C B 廃棄物一覧**」[環境省 H P] を参照、又は**メーカーへ問い合わせ**てください。
- 高濃度 P C B 使用機器に該当しなくても、**低濃度 P C B**が含まれている可能性がありますので、製造年を確認した上で、**濃度測定**を行ってください。



銘 板

(2) 照明器具用安定器の判別方法

- 昭和 52(1977)年 3 月までに建築・改修された事業用の建物には、**高濃度 P C B**を使用した**照明器具用安定器**が設置されている可能性があります。銘板から製造メーカーや力率などを基に確認してください。(詳細は(一社)日本照明工業会の H P を参照してください。)



安定器



銘 板



こちらの動画で
詳しい判別方法をご案内
(公財 産業廃棄物処理事業振興財団)



手順 3 : 届出／保管

- P C B 廃棄物を保管している事業者は、**毎年度、廃棄物の保管や処分の状況を知事に届け出る必要があります**。(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条)

提出時期	提出先	様式
4 月 1 日～6 月 30 日	保管場所の市町を所管する環境森林(管理)事務所	県ホームページを参照

- また、P C B 廃棄物は廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当し、処分までの間は、**特別管理産業廃棄物管理責任者を設置**する必要があるほか、同法で定める**保管基準に従って保管**する必要があります。

手順4：処分

PCB含有機器については使用中であっても、
処分期間内に使用をやめて処分してください。

(1) 処分先

高濃度PCB廃棄物

中間貯蔵・環境安全事業(株) [通称：JESCO]

[問い合わせ先] PCB処理営業部 (TEL 03-5765-1197)

低濃度PCB廃棄物

全国の無害化処理認定施設・都道府県知事等許可施設

[問い合わせ先] 栃木県又は環境省のホームページを参照

(2) 負担軽減措置

- ① 中小企業等処理費用軽減制度 [問い合わせ先：JESCO中小軽減担当] (TEL 0120-808-534)
高濃度PCB廃棄物の処分費用のうち、中小企業は70%、個人は95%が軽減されます。
- ② PCB廃棄物関連融資制度 [問い合わせ先：日本政策金融公庫 宇都宮支店]
(中小企業の方：TEL 028-636-7171、個人企業の方：TEL 028-634-7141)
日本政策金融公庫では、PCB廃棄物の処分に必要な運転資金の融資を行っています。

Q & A

Q1 一般住宅には、PCBを含んだ機器はありますか？



A1 一般住宅には、基本的にPCBを含んだ機器はありません。(PCBが含まれている自家用電気工作物や、業用の蛍光灯安定器は、一般住宅には使用されていません。)
ただし、住宅と事業場を兼ねている自宅兼店舗や、アパートやマンションなど共同住宅の廊下やエレベーターなどの共用部分には、PCBを含んだ機器が存在する可能性がありますので、確認をお願いします。

Q2 銘板が読み取れない安定器がありますが、どのように取り扱ったらよいですか？



A2 安定器はPCBが漏洩する危険性があるため、解体分解・形状変更することが法律で原則禁止されています。銘板が読み取れない安定器であっても、内蔵されたコンデンサを取り出して分析することは止めて下さい。
同一の保管場所にあり、同一の形状と判断された他の安定器の銘板が読み取れるならば、そのPCB使用の判別結果に準じて判断しても構いません。同一の形状と判断できるものがない場合は、PCB使用安定器として扱い、JESCOへ処分を委託するようにしてください。

問い合わせ先

問い合わせ先	TEL	所管市町村
資源循環推進課	028-623-3098	—
県西環境森林事務所	0288-23-1000	鹿沼市・日光市
県東環境森林事務所	0285-81-9002	真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
県北環境森林事務所	0287-22-2277	大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・那珂川町・塩谷町・高根沢町・那須町
県南環境森林事務所	0283-23-4445	足利市・佐野市
小山環境管理事務所	0285-22-4309	栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町



(作成) 栃木県環境森林部資源循環推進課



TEL : 028-623-3098
FAX : 028-623-3113
令和4(2021)年4月

◆県ホームページ◆

栃木県 PCB 検索



12月は食品表示適正強化月間です！

栃木県では、県民の皆様が安全・安心な食生活が送れるよう、細菌性の食中毒が増える8月と食品の流通が盛んになる12月を「食品表示適正強化月間」と定め、食品表示の適正な実施と上手な活用法を広くPRするとともに、食品関連事業者に対する食品表示の監視指導を強化しています。

1. 食品の表示制度について

食品の表示は、消費する皆様が食品を購入するとき、その食品の消費期限（賞味期限）、保存方法、当該食品に含まれる食品添加物やアレルギーのほか原料原産地などの内容を正しく理解、把握し、選択の根拠としたり、適正に使用したりする上で重要な情報源となっています。

また、万が一、食品が原因と疑われる苦情や健康被害等の事由が生じた場合には、その原因の究明や製品回収などの対応を迅速かつ的確に行うための重要な手掛かりとなります。

2. 消費者の皆様へ

○食品表示の上手な活用方法を身につけましょう。

○食品の安全確認に関する正しい知識と理解を深めましょう。

▼県民だより (VOL.381/2022.7月号) より

生鮮食品(農産物)の表示例

名称: その内容を示す一般的な名称を表示

キャベツ
栃木県産

原産地: 国産品は「都道府県名」、輸入品は「原産国名」を表示
※市町村名やその他一般に知られている地名を表示することもある(「信州」や「屋久島」、「カリフォルニア州」など)

加工食品の表示例

添加物: 重量順に表示。原材料名欄に併せて記載されることもあるが、「/」を入れるなど原材料と明確に区分

期限表示(消費期限・賞味期限): 未開封で保存方法欄に記載の方法で保存した場合の期限。(消費期限と賞味期限の違いについては、左下で説明)

原材料名: 原則使用したすべての原材料を表示。重量割合の高い順に記載

名称: 焼き菓子
原材料名: 小麦粉、バター(乳成分を含む)、卵
添加物: 膨張剤、香料、乳化剤(大豆由来)
原料原産地: 北海道製造(小麦粉)
内容量: 10枚
賞味期限: 2022.8.25
保存方法: 直射日光や高温多湿を避けて保存
製造者: ○○○○食品株式会社
栃木県宇都宮市瑞田1-1-20

保存方法: 未開封の状態での保存方法を表示。開封後は保存方法が変わる場合もある

知っていますか? 「消費期限」と「賞味期限」の違い

食品表示をもっと知りたい方はこちら!

消費生活ホームページ

アレルギー:

健康被害を起こさないようにするため、特定のアレルゲンを表示(例: 上図の赤下線部分)

表示が必要な7品目(特定原材料): えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生

表示が勧められている21品目(特定原材料に準ずるもの): アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

※上記のアレルゲンは、症例数など実態に応じて随時見直しされます

～食品表示に関するお問い合わせ先～

栃木県保健福祉部生活衛生課 食品安全推進班 電話 028(623)3114

企業の皆様へ

ネーミングライツに関する

栃木県



御提案 **大募集**

随時募集中！！お気軽にお問合せください。

ネーミングライツ ってなに？

施設命名権 のことです。

栃木県の保有施設等やイベントなどに**愛称**が付けられます！！
地域貢献活動や広告PRツールの一つとして御検討ください。

たとえば・・・

日環 アリーナ栃木



カンセキ スタジアムとちぎ



ユウケイ 武道館

提案募集 ってなに？

企業の皆様の自由な意見 をお聞かせください

〇〇の施設に自社の社名・製品名を入れた愛称をつけたい。
これくらいの条件(金額・期間など)なら応募したい。 など

提案後の流れ

提案シート
の提出

提案企業と県
との事前協議

公募

選定委員会・
パートナー企
業決定

契約

提案にあたり分からないことがありましたらお気軽にお問合せください。

お問合せ先

栃木県 経営管理部 行政改革ICT推進課

TEL : 028-623-2226 E-mail : gyokaku-ict@pref.tochigi.lg.jp

詳細は県ホームページをご覧ください。



県有施設等一覧

番号	施設名称	住所	施設概要	担当課室名	指定管理	備考
1	栃木県子ども総合科学館	宇都宮市西川田町567	科学館	こども政策課	○	大規模改修工事後のリニューアル時の導入を想定
2	栃木県なかがわ水遊園	大田原市佐良土2686	水族館	農村振興課	○	
3	とちぎ花センター	栃木市岩舟町下津原1612	植物園	生産振興課	○	
4	栃木県鬼怒グリーンパーク パークゴルフ	塩谷郡高根沢町大字宝積寺86-1	公園内施設の一部	都市整備課	○	
5	栃木県鬼怒グリーンパーク 水上アスレチック	塩谷郡高根沢町大字宝積寺86-1	公園内施設の一部	都市整備課	○	
6	栃木県那須野が原公園 オートキャンプ場	那須塩原市千本松801-3	公園内施設の一部	都市整備課	○	
7	栃木県みかも山公園 わんぱく広場	栃木市岩舟町下津原1747-1	公園内施設の一部	都市整備課	○	
8	栃木県日光だいや川公園 オートキャンプ場	日光市瀬川844	公園内施設の一部	都市整備課	○	
9	栃木県とちぎわんぱく公園 こどもの城	下都賀郡壬生町大字国谷2273	公園内施設の一部	都市整備課	○	
10	栃木県とちぎわんぱく公園 ふしぎの船	下都賀郡壬生町大字国谷2273	公園内施設の一部	都市整備課	○	
11	栃木県とちぎ海浜自然の家	茨城県銚田市玉田336-2	教育施設	生涯学習課	○	令和4～5年度に大規模改修を実施する予定
12	栃木県なす高原自然の家	那須郡那須町湯本157	教育施設	生涯学習課	○	
13	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	日光市所野2854	スポーツ施設	スポーツ振興課	○	
14	栃木県グリーンスタジアム	宇都宮市清原工業団地32	スポーツ施設	スポーツ振興課	○	
15	栃木県立県南体育館	小山市外城371-1	スポーツ施設	スポーツ振興課	○	
16	栃木県立県北体育館	大田原市美原3-2-62	スポーツ施設	スポーツ振興課	○	
17	栃木県立温水プール館	小山市外城371-1	スポーツ施設	スポーツ振興課	○	
18	栃木県総合運動公園北・中央エリア 野球場(本球場)	宇都宮市西川田町4-1-1	スポーツ施設	スポーツ振興課	○	
19	栃木県ライフル射撃場	宇都宮市新里乙1067	スポーツ施設	スポーツ振興課	○	

お金のはなし（第16回 『「長い実績」や「パフォーマンス」が意味するものとは？』）

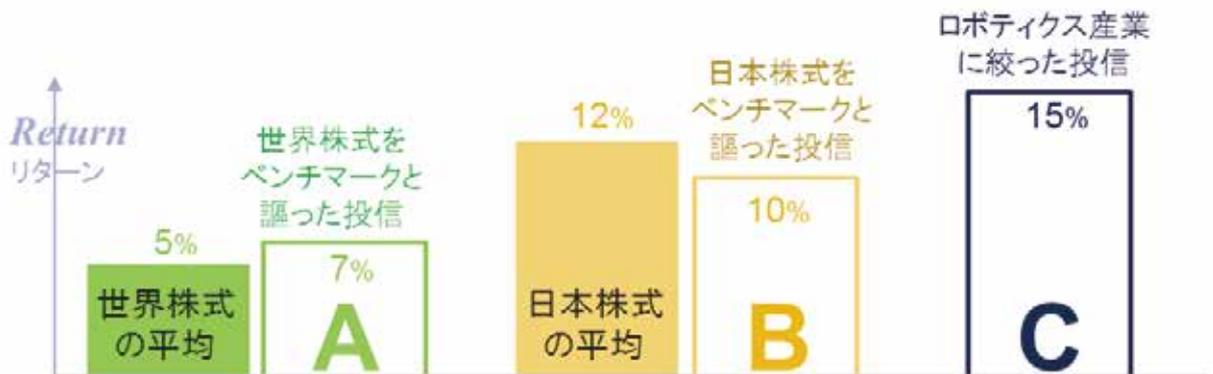
【言葉の定義を理解せずに使うと、判断を誤る場合があります】

「投資信託の選び方」等の本を見ると、運用実績が●年以上あって、安定的に優れた値動きのものを選ぼう、など書いていることがあります。しかし、この表現はかなり単純化した言い方だと考えます。

つい簡単に「パフォーマンスが良い」などと言ってしまうますが、実は投資信託の基準価額の動きは「**そもそもの設計**」によって規定される部分がほとんどを占めます。例えば日本株ファンドであれば、日本株にしか投資できませんし、通常の投資信託は相場が良くても悪くても資金のほぼ全てを日本株に投じます。つまり、その期間に日本株の調子が良いかどうか、その投資信託の値動きの多くの部分を決めてしまうのです。

また、ロボティクス関連の投資信託の「パフォーマンス」が良いと誰かが言ったとしても、その時期に関連銘柄が上がっただけかもしれません。それは投資信託の良し悪しというよりは、単に**投資信託の設計とその時期の相場の問題**でしかありません。

●「パフォーマンスが良い／悪い」は難しい



「AよりBのパフォーマンスの方が優れている」のではなく、この時期は日本株全体が良かっただけであり、アクティブファンドとしてのBの「パフォーマンス」は悪いと言えます。

一方、Cはパフォーマンスが良いのではなく、ロボティクス産業の関連銘柄が良かっただけで、パフォーマンスが良いかどうかは不明です。投資信託の**運用能力としてのパフォーマンス**が良かったのはAです。

「パフォーマンスが良い」という言葉を厳密に使うなら、それは例えばロボティクス関連銘柄の多くの株価が上がる中で、その投資信託が類似のファンドよりも多く基準価額が上がっているような場合です。

その投資信託がロボティクス関連銘柄の中で、買う株式を取捨選択した結果が「吉」と出ているというわけですから、「運用が上手かった」、つまり「パフォーマンスが良かった」と言えるのです。

そうした銘柄選択効果などによる、同種平均に比べたパフォーマンスのことを専門用語で「 α （アルファ）」と言います。ファンドマネージャーの「 α 獲得能力」、すなわち銘柄選

～お金のはなし（足利銀行）～

別能力を見極めるためには、確かにできるだけ長い運用実績が必要です。長期間において継続的に高い α を得ている投資信託は優れた投資信託と行って良いでしょう。

一方、インデックスファンドを組み合わせたバランスファンドや、仕組み自体に主眼のあるファンドに一律に実績の長さを求めるのはナンセンスであることは明らかです。

投資信託の設計やコンセプトにかかわらず「とにかく長い実績が必要」、とこだわり過ぎるのは正しくないのです。

今回は、ファンドの持ち方として「購入した後が実は一番大切」についてご案内予定です。

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧誘資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けまます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



< 広告 >

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」



あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続きしたい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客さまの“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

詳しい内容は、あしぎんマネーデザインの
ホームページにアクセス

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン

検索



栃木県立美術館
開館50周年記念

印象派との出会い
—フランス絵画の100年—
ひろしま美術館コレクション

モネ、ルノワール、セザンヌ、ゴッガン、マティス、フジタ、黒田清輝、シャガール

Encounters with Impressionism:
From the Hiroshima Museum of Art Collection

クロード・モネ〈セーヌ河の朝〉(部分) 1897年

2022.10/22[土]—12/25[日]

開館時間:午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)
休館日:月曜日

主催:栃木県立美術館、下野新聞社、共同通信社
特別協力:公益財団法人ひろしま美術館

後援:朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFM ミヤラジ、
NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、
東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、日本経済新聞社宇都宮支局、
毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞社宇都宮支局

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

観覧料:一般 1200(1000)円、大高生 600(500)円、中学生以下無料
*()内は20名以上の団体 *無料日 11月3日[木・祝(文化の日)]
無料日はオンラインによる事前予約が必要です。
当館ホームページをご確認ください。

19世紀後半にフランスで誕生する印象派やポスト印象派の作品は、今日では世界中で多くの人に親しまれるようになりましたが、一方で当時画壇の中心であったアカデミーの伝統からは大きく逸脱するものでした。それゆえ、印象派の登場は同時代の人々に衝撃を与えます。アトリエから戸外へと飛び出した画家たちは、絵の具を混色せずに配置する「筆触分割」という新たな手法によって、身近にあるものの一瞬のゆらぎをとらえようとしてきました。そして印象派は、西洋のみならず、日本の洋画界にも多大な影響を与えていくことになります。

本展では、国内有数のフランス近代美術コレクションを誇るひろしま美術館の所蔵作品を紹介します。モネやルノワールなどの印象派から、ポスト

印象派、そしてフジタなどのエコール・ド・パリの画家たちといったフランス近代美術の巨匠たちはもちろん、黒田清輝など、フランス絵画に大きな影響を受けた日本の洋画家たちの作品が一堂に会します。印象派を中心としたフランス絵画100年の展開をたどるとともに、作品との「本物の出会い」をお楽しみください。

【出品作家】

ウジェーヌ・ドラクロワ、ジャン＝フランソワ・ミレー、ギュスターヴ・クールベ、エドゥアール・マネ、クロード・モネ、ピエール＝オーギュスト・ルノワール、ポール・セザンヌ、ポール・ゴーギャン、ポール・シニャック、アンリ・マティス、モーリス・ド・ヴラマンク、ジョルジュ・ブラック、オディロン・ルドン、マリー＝ローランサン、レオナルド・フジタ、黒田清輝、藤島武二、岡田三郎助、安井曾太郎、梅原龍三郎、岸田劉生 など

Encounters with Impressionism: From the Hiroshima Museum of Art Collection

※画像はすべてひろしま美術館蔵



黒田清輝《白き着物を着せる西洋婦人》1892年



レオナルド・フジタ《裸婦と猫》1923年
©Fondation Foujita / ADAGP, Paris & JASPAR, Tokyo, 2022 E4812



ピエール＝オーギュスト・ルノワール《パリの審判》1913-14年頃



アンリ・マティス《赤い室内の緑衣の女》1947年



ポール・セザンヌ《曲がった木》1888-90年



ポール・シニャック《ポルトリエー、グルヴロ》1888年

印象派との出会い —ひろしま美術館コレクション—

【関連イベント】

講演会

※オンラインによる事前申し込み制

「ひろしま美術館のコレクションについて」

講師：水木祥子氏

(公益財団法人ひろしま美術館学芸課長)

日時：10月22日(土) 午後1時30分～3時

会場：栃木県立美術館 集会室

定員：60名

予約開始日：9月15日



「これからの美術館建築」

講師：五十嵐太郎氏

(東北大学大学院工学研究科教授)

日時：12月4日(日) 午後1時30分～3時

会場：栃木県立美術館 集会室

定員：60名

予約開始日：10月15日



ギャラリートーク(担当学芸員による)

※事前申し込み不要

日時：10月30日(日)、11月27日(日)、12月11日(日)
午後2時～3時

会場：栃木県立美術館 企画展示室

※講演会は右上のQRコード、または当館ホームページより予約ページにお進みください。
各日とも、予約開始日の午後9時より受付を開始いたします。定員に達し次第、受付を終了いたします。

※各イベントとも、当日の企画展観覧券が必要です。
※新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、予定を変更する場合がございます。詳細については、当館ホームページおよびSNSをご確認ください。

【同時開催】

コレクション展Ⅲ「みんなの《推し》コレクション！」

2022年10月22日(土)～12月25日(日)

【宇都宮美術館のご案内】

開館25周年記念 全館コレクション展

これらの時間についての夢

2022年9月25日(日)～1月15日(日)

宇都宮市長岡町1077 Tel. 028-643-0100



【交通案内】

○電車・バス

・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
・JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗場)、東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」にて「桜通十文字」バス停下車 徒歩5分

○自家用車

・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分
・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7

Tel.028-621-3566

http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/



会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 ー 許可証の変更等についてー

当協会では、協会の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

ー 編集後記ー

今年も早いもので 12 月、師走になりました。1 年を振り返り帰りたいところですが、その前に、カタールでまさかが 3 回起こりました。第 1 戦のドイツには、前半を最少失点で折り返し、後半まさかの逆転に成功しました。第 2 戦のコスタリカには、格下相手に後半 14 本のシュートを放ちながら、コスタリカに 1 本のシュートを決められ、まさかの敗戦。第 3 戦は、ドイツ戦と同じように前半を 1 点に抑え、後半は開始 10 分で逆転し、3 回目のまさかが起こりました。クロアチア戦は残念な結果でしたが、4 年後を目指して、頑張れ、ニッポン。

先日、関東地域協議会で各協会の災害廃棄物の対応について意見交換がありました。本県では、今年も大きな災害がなく、県と市町、3 団体での伝達訓練のみとなりました。災害廃棄物についてはこれからも伝達訓練などを通して、いつでも対応できる体制を整えていたいと思います。来年も災害が起こりませんように。

ー 事務局だよりー

☆11月10日（木）

令和4年政策懇談会が、自由民主党栃木県支部連合会において開催され、菊池会長と湯澤専務理事が出席しました。

☆11月14日（月）

青年部全国協議会第12回カンファレンスが、岐阜県高山市の高山グリーンホテルにおいて開催され、小林部長と山本副部長が出席しました。

☆11月25日（金）

公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会が、山梨県甲府市の古名屋ホテルにおいて開催され、菊池会長、神山副会長、湯澤専務理事が出席しました。

***12月29日（木）～1月3日（火）まで、年末年始休業とさせていただきます。
ご迷惑ご不備をおかけいたしますが、何卒よろしくお願ひします。**